(二)　二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の三の(一)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の三の(一)において同じ。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の大学等の学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の高等専門学校の学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。

ア　第四の一において準用する第二の一において準用する第一の一の(九)の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、標準設置経費額を下回ることができること。

イ　第四の一において準用する第二の一において準用する第一の一の(十)のアの規定は、適用しないこと。

ウ　第四の一において準用する第二の一において準用する第一の一の(十)のイの(イ)中「適正な償還計画が策定され、かつ、当該施設の価額が当該借入金の額を上回っていること」とあるのは、「適正な償還計画が策定されていること」と読み替えて適用するものとする。

附　則

この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四十三号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和四十七年労働省告示第十六号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十六条第一項の規定に基づく労災保険率表の細目）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

建設事業の項事業の種類の細目の欄中「解体」の下に「（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）」を加え、「除雪事業」を「解体事業」に改め、同項備考の欄中「解体」の下に「（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）」を加える。

○農林水産省告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町戸中字明堂畝一二八の六、一二八の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字明堂畝一二八の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町飯母二七〇二の一、二七〇二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯母二七〇二の一・二七〇二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町上本村一九六、二二〇、二三六、二三七、二三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上本村一九六・二三六・二三七・二三九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町別枝字カゲ畠二九〇七の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カゲ畠二九〇七の三三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市平田町戸内字矢倉ケ谷二二二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢倉ケ谷二二二一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）